特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
23	障害者総合支援法による自立支援給付費の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
古河市は、障害者総合支援法による自立支援給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援給付費の支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者総合支援業務を実施している。 （1） 申請に基づき、住民票に基づく受給者の異動等及び年齢到達による障害福祉サービス等の受給資格について確認する（障害福祉サービス利用にあたっては、サービス等利用計画案の提出を障害者に対して依頼する）。 （2） 申請に係る本人及び保護者等からアセスメントを行い、障害支援区分認定調査や置かれている環境等の調査を行うとともに、利用サービス等に関する意向を聴取する。 （3） 介護給付費については、認定調査結果や医師の意見書などから市町村審査会で障害支援区分の認定を行う。 （4） アセスメント内容、調査事項、障害支援区分、サービス利用計画案等の勘案すべき事項を踏まえ支給の決定をするとともに、世帯構成、世帯員の課税状況、受給者の所得及び生活保護費受給状況等を把握して、自己負担上限額を決定する。 （5）自立支援医療費の申請及び受給者証の変更受付等に関する事務を行う。
③システムの名称	障害者総合支援システム、障害福祉システム、統合宛名管理システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
①障害福祉サービスデータ（身体・知的・精神・難病）　②CW相談記録（身体・知的・精神・難病）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	（1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第１項別表第１第84項 （2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第１の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令/総務省令第５号）第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 （1） 番号法第19条第８号別表第２第８項、第11項、第16項、第20項、第26項、第53項、第56の２項、第57項、第87項、第108項及び第116項 （2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第２の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令/総務省令第７号）（以下「省令」という。）第７条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2 【情報照会の根拠】 （1） 番号法第19条第８号別表2第108項、第109項及び第110項 （2） 省令第55条、第55条の２及び第55条の3	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古河市福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市　総務部　総務課　茨城県古河市下大野2248番地　電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市　福祉部　障がい福祉課　茨城県古河市駒羽根1501番地　電話0280-92-4919
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障者福祉システムへのアクセスが可能な職員はパスワードと静脈による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	障者福祉システムへのアクセスが可能な職員はパスワードと静脈による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策　8.人手を介在させる作業		新様式に伴う内容追加	事後	
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策		新様式に伴う内容追加	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報　1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務概要　項目追加		(5)自立支援医療費の申請及び受給者証の変更受付等に関する事務を行う。	事後	新様式変更に伴い、記載事項を詳細化
令和7年3月31日	Ⅰ　関連情報　1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称　システム名追加		障害福祉システム	事後	システム標準化を伴う変更等